

養育費(増額・減額)請求調停の申立てについて

旭川家庭裁判所

1 養育費請求調停とは

離婚後、子を監護している親は、他方の親に対して養育費の支払を求めて調停を申し立てることができます。また、一度決まった養育費であっても、その後に事情の変更があった場合(収入が増減した場合や子どもが進学した場合など)には養育費の額の変更を求める調停を申し立てることができます。申立先の裁判所は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者双方が合意で定める家庭裁判所になります。

調停は、裁判のように裁判所が勝ち負けを決めるのではなく、調停委員会が、双方から事情を聴いたり、書類等を提出してもらったりして、双方の収入や子に必要な費用がどのくらいあるのかといった事情を把握し、養育費の算定表を参考に、合意を目指して話し合いを進めます。

※ 両親が離婚していない場合に子どもの養育費の支払いを求める場合には、夫婦関係調整(離婚)や婚姻費用の分担の調停の中で話し合いをすることができます。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙 対象となる子1人につき1200円
- 郵便切手 10円×10枚、20円×5枚、50円×2枚、84円×5枚(合計720円分)

3 申立てに必要な書類

- 申立書(原本1部と写し1部の合計2部提出してください。)

申立書は、写しを相手方に送付しますので、写しを1部添付してください。**相手方に住所を知られたくない場合は、同居時の住所や住民票上の住所など、既に知られている住所を記載してください(ただし、裁判官の判断により、現在の住所の申告を求めることがあります。)**

- 申立書補充書(原本1部と写し1部の合計2部提出してください。)

申立書を補充するものです。申立書と一緒に相手方に写しを送付しますので、写し1部を添付してください。

- 送達場所の届出書

裁判所から書類を送付する場所を記載してください。これも写しを相手方に送付することはありませんが、相手方の請求により見せることがあります。

- 進行連絡メモ

進行についての参考事項を記載するものです。裁判所限りの書面ですので、相手方に見られることはありません。

- 子の戸籍謄本(全部事項証明書)

3か月以内に発行されたものを提出してください。

- 申立て前のチェックシート

4及び5の手続を行ったことの確認のために提出してください。

4 調停における情報の管理について

調停において相手方に知られたくない情報がある場合、その管理は申立人の責任で行っていただくことになります。ついては、相手方に知られたくない情報は自ら作成する書面に記載せず、また提出する資料等に記載されている場合には、当該部分をマスキング(マスキングの方法は5を参照)して提出することを検討してください。

また、相手方に知られることで、社会生活を営むのに著しい支障(生命・身体への危険など)が生じるおそれがある場合には、非開示希望申出または当事者間秘匿制度の利用を検討してください。詳細については、裁判所にお問い合わせください。

5 調停で必要となる資料の提出方法について

調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。資料の中には、双方が合意をする上で必要不可欠な資料があります(例えば、源泉徴収票、確定申告書など)。これらの資料については、その内容を事前に知った上で話し合いを行う方が、話し合いが充実し、また、双方が納得のいく合意ができることとなります。**そこで、旭川家庭裁判所ではこれらの資料については、事前に相手方にコピーを交付する取り扱いを行っています。**

※ 必要となる資料の例(以下の資料は、裁判所用及び相手方用の2部必要になります。)

○ 収入に関する資料

源泉徴収票の写し、給与明細書写し、確定申告書写し、所得証明書写し等

○ 過去の養育費に関する取り決めや支払状況に関する資料

審判書写し、調停調書写し、公正証書写し、合意書写し等

書類等を提出するときは、**裁判所用のコピー1通**を提出してください。ただし、上記の資料や裁判所から特に2部提出するよう指示された資料、相手方に交付したい書類を提出するときは、**裁判所用及び相手方用としてコピー2通**を提出してください。なお、調停期日には必ず原本を持参して下さい。

提出する資料に、相手方どうしても知られたくない情報で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分(例えば、住所や勤務先の情報、扶養親族の名前等)がある場合には、知られたくない部分をマスキング(黒塗りする)して提出することができます。マスキングの方法は、資料のコピーにマジックなどで黒塗りして提出してください。**資料の原本には、絶対に手を加えないで下さい。**

【源泉徴収票のマスキング例】

平成22年分 給与所得の源泉徴収票

支払住所又は居所	[マスキング]		氏名	花咲 太郎		個人番号	012345678-9
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額			
給与・賞与	3,654,556	2,456,753	1,654,542	154,321			
控除対象配偶者の有無	配偶者の控除額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
妻	[マスキング]	長男	[マスキング]	123,432			
配偶者の合計所得	[マスキング]		個人年金保険料の金額	[マスキング]			
旧長期損害保険料の金額	[マスキング]						
本人が障害者	妻	夫	勤労学生	死亡退職者	外国人	中途就・退職	昭和
年	月	日	年	月	日	年	月
[マスキング]	[マスキング]	[マスキング]	[マスキング]	[マスキング]	[マスキング]	[マスキング]	[マスキング]
支払住所(居所)又は所在地	[マスキング]		氏名又は名称	株式会社 [マスキング] 支店		(電話)	[マスキング]

個人番号(マイナンバー)が記載されている場合、必ずマスキングする

続柄は隠さない

相手に知られてよい範囲で残す

6 家事調停の進め方

調停を担当するのは、裁判官と調停委員で構成している調停委員会です。調停委員会は、中立公平な立場から、一緒に考えたり、解決案を示したりして、紛争の解決を図ります。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子どもの意向や監護状況について調査を行う場合もあります。

双方の考えが平行線のままで合意する見込みがない場合には調停手続は不成立で終わり、審判手続(双方の主張や提出資料等を調査の上、裁判官が終局的な判断をする手続)に移行します。